

豊田市発注工事における ICT 活用工事運用の手引き

1 目的

建設業界では、労働者の高齢化及び若年層の減少に伴う担い手不足が懸念されており、国土交通省では建設工事の生産性を向上し、魅力ある建設現場の実現を図るため、情報通信技術を利用する「ICT活用工事」を推進しています。

豊田市においても建設業の生産性及び魅力の向上を図るため、令和6年度より多様な工種に対応した愛知県の「ICT活用工事実施要領」に準拠してきました。

本手引きは、愛知県が策定している『ICT活用工事実施要領』の補足として、豊田市が工事発注をする際の取扱い等を定めたものですが、「ICT活用工事」をより一層推進していくため、発注方法の適用範囲の拡大を図ります。

なお、愛知県が策定している「ICT活用工事実施要領」及び本手引きにより難しい場合は、受発注者間で協議し、円滑な運用に努めてください。

2 「愛知県 ICT活用工事実施要領」の補足箇所

(1) ICT活用工事の発注方法

- ・「予定価格」は、「設計金額」と読み替えるものとします。

(2) 取組証

- ・ICT建設機械による施工を実施した場合であっても、取組証の発行はしません。

(3) 特記仕様書

「愛知県ICT活用工事実施要領」の発注方法に基づき、特記仕様書に以下のとおり記載することとします。

なお、特記仕様書にICT活用工事の記載がない場合においても、請負者がICT活用工事の実施を希望する場合、「建設ICT活用計画書」を提出し、監督員との協議によりICT活用工事を実施することができます。

1) 発注者指定型・発注者簡易指定型

- ・『本工事は、ICT活用工事（発注者指定型・発注者簡易指定型）対象工事とする。なお、工事については、「愛知県ICT活用工事（〇〇工）実施要領」及び「豊田市発注工事におけるICT活用工事運用の手引き」によるものとする。』

2) 受注者希望型

- ・『本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）対象工事とする。なお、工事については、「愛知県ICT活用工事（〇〇工）実施要領」及び「豊田市発注工事におけるICT活用工事運用の手引き」によるものとする。』